留　監　第　５　０　号
令和　８　年　８　月２０日

留萌市長　益　田　克　己　様

留萌市監査委員　武　田　浩　一
留萌市監査委員　村　上　　均

令和７年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度資金不足比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和７年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

１　審査の対象

令和７年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

令和８年８月４日から令和８年８月１９日まで

３　審査の概要

この資金不足比率審査は、留萌市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

４　審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	令和７年度 資金不足比率	経営健全化基準	令和６年度 資金不足比率
港湾事業特別会計	－ ％	20.0 ％	－ ％
下水道事業会計	－ ％	20.0 ％	－ ％
水道事業会計	－ ％	20.0 ％	－ ％
病院事業会計	5.6 ％	20.0 ％	16.3 ％

⑵　個別意見

①　港湾事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料１）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が0円で資金不足はないが、この収支均衡は一般会計からの繰入金68,457千円により保たれているものである。

特別会計は、本来特定の収入をもって特定の歳出に充てる仕組みのものであるから、事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努め、一般会計からの繰り入れは、必要最小限にとどめるよう努力することが求められる。

②　下水道事業会計の資金不足比率について

流動資産は318,531千円、流動負債は260,925千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債575,626千円を除外）となり、差し引き資金剰余額は57,606千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項はない。

③　水道事業会計の資金不足比率について

流動資産は637,420千円、流動負債は356,580千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債216,748千円を除外）となり、差し引き資金剰余額は280,840千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項はない。

④　病院事業会計の資金不足比率について

流動資産は996,658千円、流動負債は1,207,643千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債608,719千円を除外）、経営改善推進事業債残高は1,249,000千円で、1,459,985千円の資金不足が発生したが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）施行規則第６条に規定する解消可能資金不足額（経営改善推進事業債残高）1,249,000千円を除いた210,985千円が健全化法上の資金不足額となり、資金不足比率は5.6％となった。

今後も患者数の減少、医師不足など困難な状況が続くことが想定され、病院事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではあるが、「留萌市立病院経営強化プラン」に基づいた取り組みを着実に進め、良質な医療を継続して提供できるよう、経営改善の確立を強く望むものである。